

令和5年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等（確定値）について

令和6年11月29日
徳島県企画総務部市町村課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項及び第22条第3項の規定により、県内市町村において算定された健全化判断比率・資金不足比率の概要を次のとおり公表します。
なお、今回公表する各比率の確定値と、令和6年9月27日付けで公表した各比率の速報値との間に変更はありません。

- 健全化判断比率の各指標において、早期健全化基準以上に該当する市町村はありません。
- 資金不足比率（全73会計）において、経営健全化基準以上に該当する会計は1会計で、上板町の上板町農業集落排水事業特別会計です。
経営健全化基準（20%）を上回っていますが、地方公営企業法適用に伴い出納閉鎖期間のない打ち切り決算となったことで、一時的に資金不足が生じたものであるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に該当し、経営健全化計画の策定を要しないものです。

1 健全化判断比率（4指標）の状況【全24市町村】

（1）実質赤字比率

本県市町村の状況	早期健全化基準	財政再生基準
全ての市町村で、該当ありません。	11.25～15%	20%

（2）連結実質赤字比率

本県市町村の状況	早期健全化基準	財政再生基準
全ての市町村で、該当ありません。	16.25～20%	30%

（3）実質公債費比率

全ての市町村において、早期健全化基準を下回っています。
また、地方債の発行に許可を要する基準（18%）についても、全ての市町村で下回っています。

本県市町村の状況	早期健全化基準	財政再生基準
・最高 小松島市 12.2% ・最低 松茂町 -1.2% ・県平均 6.8%（加重平均）	25%	35%

（4）将来負担比率

全ての市町村において、早期健全化基準を下回っています。

本県市町村の状況	早期健全化基準
・最高 鳴門市 95.2% ・最低 吉野川市ほか17市町村 算定値なし ・県平均 算定値なし（加重平均）	350%

2 資金不足比率の状況【24市町村の全73会計】

資金不足が生じており、経営健全化基準以上に該当している特別会計が1会計あります。

団体名	特別会計名	資金不足額	資金不足比率
上板町	上板町農業集落排水事業特別会計	18,011千円	228.3%

令和5年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算について算定された市町村の健全化判断比率は次のとおりです。

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳島市	- (11.25)	- (16.25)	5.7 (25.0)	31.9 (350.0)
鳴門市	- (12.88)	- (17.88)	11.9 (25.0)	95.2 (350.0)
小松島市	- (13.50)	- (18.50)	12.2 (25.0)	62.5 (350.0)
阿南市	- (12.38)	- (17.38)	6.1 (25.0)	0.0 (350.0)
吉野川市	- (12.98)	- (17.98)	6.3 (25.0)	- (350.0)
阿波市	- (13.06)	- (18.06)	7.9 (25.0)	- (350.0)
美馬市	- (13.09)	- (18.09)	9.3 (25.0)	34.9 (350.0)
三好市	- (12.92)	- (17.92)	6.7 (25.0)	- (350.0)
勝浦町	- (15.00)	- (20.00)	5.2 (25.0)	- (350.0)
上勝町	- (15.00)	- (20.00)	5.3 (25.0)	- (350.0)
佐那河内村	- (15.00)	- (20.00)	1.5 (25.0)	- (350.0)
石井町	- (14.32)	- (19.32)	4.5 (25.0)	- (350.0)
神山町	- (15.00)	- (20.00)	2.9 (25.0)	- (350.0)
那賀町	- (14.33)	- (19.33)	8.6 (25.0)	- (350.0)
牟岐町	- (15.00)	- (20.00)	7.8 (25.0)	- (350.0)
美波町	- (15.00)	- (20.00)	9.0 (25.0)	29.6 (350.0)
海陽町	- (15.00)	- (20.00)	1.2 (25.0)	- (350.0)
松茂町	- (15.00)	- (20.00)	-1.2 (25.0)	- (350.0)
北島町	- (14.69)	- (19.69)	5.7 (25.0)	- (350.0)
藍住町	- (13.93)	- (18.93)	6.9 (25.0)	- (350.0)
板野町	- (15.00)	- (20.00)	5.0 (25.0)	- (350.0)
上板町	- (15.00)	- (20.00)	4.5 (25.0)	- (350.0)
つるぎ町	- (14.93)	- (19.93)	11.1 (25.0)	- (350.0)
東みよし町	- (14.82)	- (19.82)	9.5 (25.0)	- (350.0)
(参考) 加重平均			6.8	-

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「-」と表記しています。
- 2 括弧内には各市町村の早期健全化基準を表記しています。

令和5年度決算に基づく県内市町村公営企業会計の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算について算定された市町村の公営企業の資金不足比率は次のとおりです。

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
徳島市	徳島市立食肉センター事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市中央卸売市場事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市商業観光施設事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市公共下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市営旅客自動車運送事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
徳島市	徳島市民病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鳴門市	鳴門市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鳴門市	鳴門市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鳴門市	鳴門市モーターボート競走事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
小松島市	小松島市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
小松島市	小松島市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
阿南市	阿南市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
阿南市	阿南市公共下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
阿南市	阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
吉野川市	水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
吉野川市	下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
阿波市	水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
阿波市	農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市工業用水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市簡易水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市一の森ヒュッテ事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
美馬市	美馬市小水力発電事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
三好市	三好市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
三好市	三好市国民健康保険市立三野病院特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
三好市	三好市簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
三好市	三好市農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
三好市	三好市浄化槽事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
勝浦町	勝浦町病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
勝浦町	勝浦町簡易水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
勝浦町	勝浦町農業集落排水事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
上勝町	上勝町簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
佐那河内村	佐那河内村簡易水道特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
佐那河内村	佐那河内村農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
石井町	石井町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
神山町	簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
那賀町	那賀町工業用水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
那賀町	那賀町立上那賀病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
那賀町	那賀町簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
那賀町	那賀町集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
牟岐町	牟岐町簡易水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率	備考
美波町	美波町病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美波町	美波町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
美波町	美波町簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
美波町	美波町公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
美波町	美波町漁業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町浅川公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町海部公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町穴喰公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町神野農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町川西農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町日比原農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
海陽町	海陽町漁業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
松茂町	松茂町水道特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
松茂町	松茂町下水道特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
北島町	北島町公共下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
北島町	北島町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
藍住町	水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
藍住町	下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
板野町	板野町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
板野町	板野町下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
上板町	上板町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
上板町	上板町農業集落排水事業特別会計	228.3	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
つるぎ町	つるぎ町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
つるぎ町	つるぎ町病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
つるぎ町	つるぎ町農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
つるぎ町	つるぎ町特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
東みよし町	水道事業特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
東みよし町	下水道事業特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足額がない場合は、資金不足比率欄に「—」と表記しています。
- 2 経営健全化基準は、すべて20%です。

【参考】「健全化判断比率等」について

1 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源（地方税、地方譲与税、普通交付税等）の標準規模

2 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ \text{— (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3カ年平均)} \\ \text{標準財政規模—(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

※準元利償還金とは、

- ・一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの
- ・一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子等の合計額

4 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額—(充当可能基金額+特定財源見込額)} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array}}{\text{標準財政規模—(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※将来負担額とは、

- ・一般会計等の地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営事業（企業）会計に係る地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額
- ・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額等の合計額

5 資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※事業の規模

法適用 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(経営健全化計画)

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
 - 二 計画期間
 - 三 経営の健全化の基本方針
 - 四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
 - 五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
 - 六 各年度ごとの資金不足比率の見通し
 - 七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

(経営健全化計画の策定を要しない場合)

第二十条 法第二十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であつて、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

- 2 地方公共団体が前項に規定する場合に該当することにより経営健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ、総務大臣に報告しなければならない。